

第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 4 年 (行コ) 第 1 9 8 号	
期 日	令和 5 年 4 月 1 3 日 午 前 1 1 時 3 0 分	
場 所 及 び 公 開 の 有 無	東京 高等 裁判 所 第 1 4 民 事 部 法 廷 で 公 開	
裁 判 長 裁 判 官	松 本 利 幸	
裁 判 官	森 健 二	
裁 判 官	加 本 牧 子	
裁 判 所 書 記 官	深 澤 大	
出 頭 し た 当 事 者 等	控 訴 人 代 表 者	
	控 訴 人 代 理 人	平 裕 介
	控 訴 人 代 理 人	出 口 か お り
	控 訴 人 代 理 人	井 桁 大 介
	控 訴 人 代 理 人	亀 石 倫 子
	控 訴 人 代 理 人	三 宅 千 晶
	控 訴 人 代 理 人	福 田 健 治
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	奥 江 隆 太
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	友 延 裕 美
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	針 生 淳
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	杉 山 春 男
	被 控 訴 人 国 指 定 代 理 人	村 川 拓 也
	被 控 訴 人	
	被 控 訴 人 代 理 人	
	被 控 訴 人 材	代 理 人

被控訴人: 代理人:

指 定 期 日 令和5年7月4日午後1時30分

弁 論 の 要 領 等

当事者双方

従前の口頭弁論の結果陳述

控訴人

- 1 第6準備書面（令和5年4月6日受付のもの）陳述
- 2 第7準備書面（令和5年3月31日受付のもの）陳述
- 3 第9準備書面（令和5年4月11日受付のもの）陳述

控訴人代表者

別紙「控訴人（一審原告）代表者意見陳述メモ」のとおり意見陳述

控訴人代理人福田

別紙「意見陳述要旨」のとおり意見陳述

控訴人

原判決の評釈に関する書証を速やかに提出する。

被控訴人国

性風俗関連特殊営業について、災害対応も含めて公的金融支援や国の補助制度の対象とされてこなかったことに関する客観的な資料を、令和5年6月15日までに提出する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官 深 澤



くなりました。給付をしたからと言ってそのせいで感染が広がるわけではありません。むしろ感染の原因となる業種に給付をして営業活動を止めさせることの方が感染拡大を抑え込む効果があるはずです。冷静に考えればコメンテーターの発言は説明が付きません。その時に私は、性風俗業がコロナ禍での恐怖や不安の矛先になっているように感じました。罰を与えたいという感覚が存在しているかのようでした。感染拡大を防ぐよりも罰を与えることを優先してしまうほど、人間は無意識に抱えた偏見や差別感情によって理性や合理性を欠くのだと思いました。

2020年の3月、「いよいよ緊急事態宣言が出るらしい」「緊急事態宣言とは何か」「いつまで続くのか」そんな報道がされていたころに私は持続化給付金の存在を知りました。売上が半分以下になった事業者が対象とのことでした。そして緊急事態宣言の発出と共に性風俗業に休業要請が出されました。休業要請に従うかを店のスタッフと相談している際に「まだ詳細は分からないけれど給付金が出るそうだから休業期間中はそれでしのごう」とやりとりをしたことを覚えています。しかし給付要綱の詳細が出て愕然としました。あらゆる産業の中で性風俗事業者だけが対象にならなかったからです。

当時のことを思い返すと今でも辛くなります。コロナの影響によって休業前から売上は減っており、働くキャストからは「収入がなくなり生活ができなくなるから休業要請があっても店を開けてほしい」と懇願され、休業期間中も困窮するキャストからの連絡が度々あ

りました。個人的にお金を貸すこともありました。そうした状況を受けて、休業についての補償を店からキャストに出すことをスタッフと話し合いました。しかし緊急事態宣言はこの先どれだけ続くかも分からず、コロナ禍自体も何年続くのか全く分かりませんでした。私は今お金を渡すよりも出来る限り店を継続させることが最善だと考え、キャストに補償は出さないことにしました。経済がまともに機能していない状況で店が潰れるとキャストもスタッフも転職が容易でないことが想像されたからです。

性風俗がコロナ感染拡大の原因になっていると言われていたのもこの頃がピークだったように思います。世間の目が恐ろしく、キャストもスタッフも緊張感を持っていました。うちの店が休業したため他府県に働きに出たキャストはネット上に酷いことを書かれて泣いていました。そんな状況を作ったのは休業を決めた自分なので責任を感じました。国からの貸付など公的な支援策があることをキャストに説明をしましたが、今すぐにお金が必要なキャストもいました。性風俗店は日払いであることが殆どで、その日のお金を稼ぐために店を開けてほしいと言われていました。行き場がなく立ちんぼになってしまったキャストもいました。国の支援策はスピード感を重視していましたがそれでは間に合わない状況がありました。しかし営業をしたら世間から叩かれるだけでなく、最悪の場合にはコロナに感染して従業員やその家族が亡くなる可能性があります。どんな選択をしようとも正解が無いように感じる休業期間でした。未知の困難がいつまで続くかも分からないなかで、持続化給付金から除外されたと聞いたときは本当に辛く、怒りよりも絶望が先に立ちました。性風俗事業者は国に助けを求めてはいけないのだという悲しさが押し寄せました。

その気持ちは地裁の判決が出たときも同様です。貶められ烙印を押された気持ちです。私たち性風俗事業者や性風俗で働く人たちは、あの判決をどのように受け止めればよいのでしょうか。今後もその職業で生きていくのに、どんな気持ちで働けばよいのでしょうか。どんな気持ちで従業員やキャストを雇えばよいのでしょうか。あの判決によってどれだけの人が不幸になるのかを想像してほしいと思っています。私はこの仕事を大切に思っており、関わる人には仕事を通じて少しでも幸せになってほしいと願っています。裁判官の皆さんはいかがでしょう。ご自身の仕事によって不幸になる人を増やしたいと思いませんか。どうか偏見にとらわれることなく、事業者や働く人たちが納得できる判断をしてほしいです。合法・健全に営業をしている性風俗事業者について他の事業者と同じように扱っていただきたいです。

以上です

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

意見陳述要旨

2023年4月12日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 福田健治

控訴人代理人の福田です。私から、今回控訴人が提出した準備書面および書証について、その重要な部分をご説明します。

原判決は、給付行政における給付基準の策定にあたっては、他の政策との整合性や、給付をすることについて大多数の国民の理解を得られるかを考慮することが必要であると述べました。その上で、性風俗関連特殊営業の事業者への持続化給付金の給付は、大多数の国民が教諭する性的道義観念に照らして相当ではないとの理由に合理性を認めました。

まず、この平等原則違反の審査の方法に問題があることを指摘しているのが、今回提出した、神戸大学の興津教授、東北大学の堀澤准教授による意見書と、これに基づく第8準備書面です。興津教授らは、本件のように、行政が、一定のルールを策定することについて、平等原則違反の有無を審査する場合には、首尾一貫性の原則が用いられるべきであると主張しています。これは、まずは制度の制定における基本決定が

明らかにし、この基本決定に沿って平等原則違反の有無が検討されるべきであるとの考え方です。

本件において、行政が設定した基本原則とは、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上の急減に直面した事業者の事業の下支え」という、各給付金の目的にあります。

性風俗の事業者は、コロナ禍において、営業自粛が要請され、売上減少に直面しました。まさにこの給付金の目的に照らせば、給付することこそが求められる事業者です。この基本決定に照らせば、性風俗関連特殊営業の事業者だけを給付対象から外した今回の決定は、平等原則に反することになる。このことを、興津・堀澤意見書は明らかにしています。

このほか、風営法上の仕組みは、性風俗関連特殊営業への不支給の理由となりません。また、原判決が依拠する風営法改正における国会答弁も、不支給の理由となりません。これらは、岩切教授の意見書および第5準備書面において詳細に論じているところです。

そうすると、原判決が、不支給の理由付けとして指摘した事項のうち、残るのは、「国民の大多数の理解」ということとなります。より段階をおって説明すれば、原判決は、以下のようなロジックで、「国民の大多数」を、本件不支給規定の正当化に用いています。

①国民の大多数が、性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきであるという性的道義観念を共有している。

②性風俗関連特殊営業を給付金の対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義観念に照らして相当でない。

しかし、この2つの「国民の大多数」の理解は、正当化しうるのでしょうか。

まず指摘しなければならないのは、このような国民の大多数の見解は、事実概念であって、不支給規定を正当化しようとする被告において立証すべきであり、また裁判所も、証拠に基づいて認定すべきであるということです。

この訴訟において、国民の大多数が、性的行為についての親密性・非公然性という性的道義観念を共有しているかについて、国は何の立証もしていません。また、性風俗関連特殊営業の事業者を給付金の給付対象とすることについて、大多数の国民の理解が得られるかについても、何の書証も提出されていません。

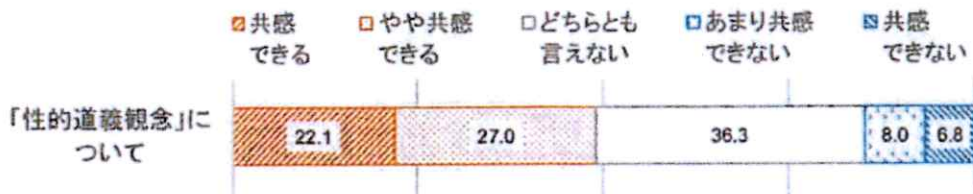
さらにこの点について補足的に述べれば、まず原判決が依拠する国会答弁から、性風俗関連特殊営業が性的道義観念に反するとの認定を導けないことは、岩切意見書において詳細に論じられているところです。また、平成10年の国会での政府答弁の後、国民の性的道義観念が変容していないとの原判決が誤りであることも、第2準備書面において、男性の生涯未婚率の上昇、婚姻関係にあるカップル間のセックスレスの割合の上昇、男子大学生の性交経験率の低下などのデータから、具体的に主張したとおりです。

以上のとおり、そもそも原判決は、証拠に基づかずに、国民の大多数の性的道義観念や、性風俗事業者への給付金給付への理解を論じており、この点だけからでも、破棄される必要があります。

その上で、私たちは、原判決のいう国民の大多数の理解を確かめるために、大規模な世論調査を2件行い、その結果を分析する大阪大学辻大介准教授の意見書を提出しました。この世論調査は、2つの調査会社に委託して行われ、性別・年齢などを国勢調査の結果における人口構成比に準拠して選定されたモニター2000人を対象に実施されたものであり、いずれも、調査主体の専門性と第三者性が十分担保されています。

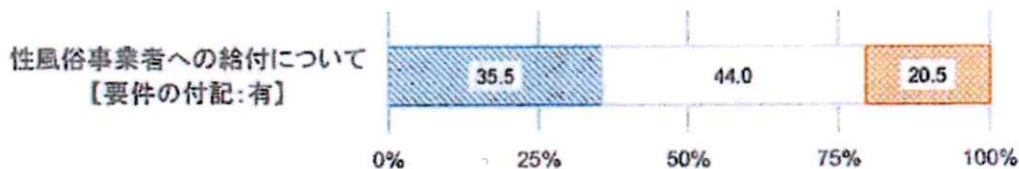
その結果をごくごくポイントを絞って紹介します。

まず性的道義観念です。「性行為や性交類似行為は、極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきである」との性的道義観念の定義を示した上で、「あなたは性的道義観念に共感できますか」と尋ねた結果が次のものです。



このとおり、原判決がいう性的道義観念について、共感できる、あるいはやや共感できると回答した者は、合計で 49.1%と、半数に達していません。性的道義観念を「国民の大多数が」「共有している」との原判決の前提は、間違っています。

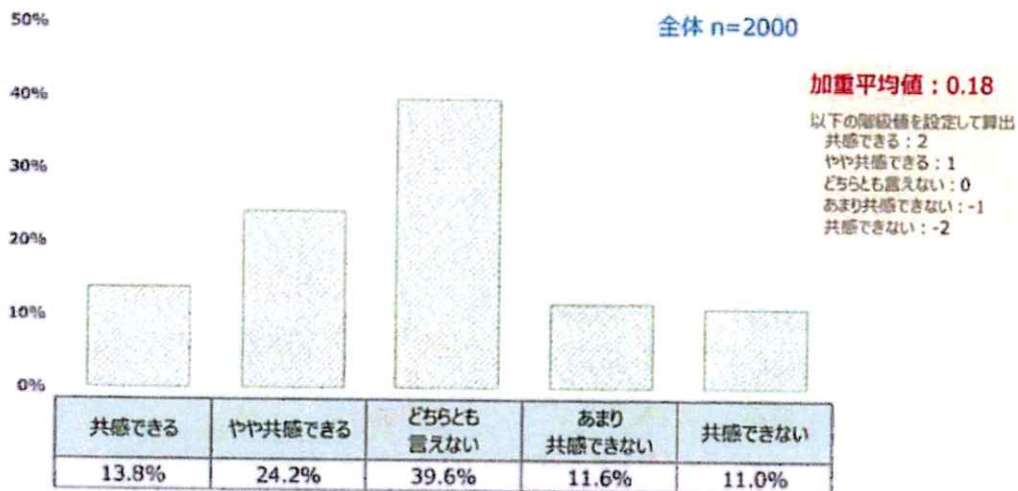
次に、給付への理解です。私たちは、確定申告をしていること、反社会的勢力とは関係していないことという給付要件を示した上で、「もし行政が、性風俗事業者にも持続化給付金を給付することにした場合、どのように受け止めますか」と尋ねました。その結果はこちらです。



「受け入れる・賛成する」との回答は 35.5%、「受け入れられない・反対する」との回答は 20.5%でした。給付に賛成の意見の割合が、反対の意見の割合を上回っているのです。この結果からすれば、性風俗事業者への給付について、大多数の国民の理解が得られないとの認定もまた、誤っていることとなります。

最後に私たちは、性的道義観念を理由に不支給とするとのロジックの正当性について聞きました。質問の内容は「国民の性的道義観念を持ち出したり、性風俗事業が非本質的に不健全であるという評価を理由に持続化給付金を支給すべきでないと考えることには飛躍がある、あるいは筋が違う」という考え方について共感できますか」

というものです。原判決のロジックそのものへの賛否を聞いたものです。その結果がこちらです。



この質問に対して「共感できる」「やや共感できる」と回答した人は約 38%であり、他方、「共感できない」「あまり共感できない」と答えた人は 22.5%でした。ここから分かるのは、性的道義観念を理由に不給付を正当化する原判決の論理構成そのものが、国民の理解を得ることができていないということです。

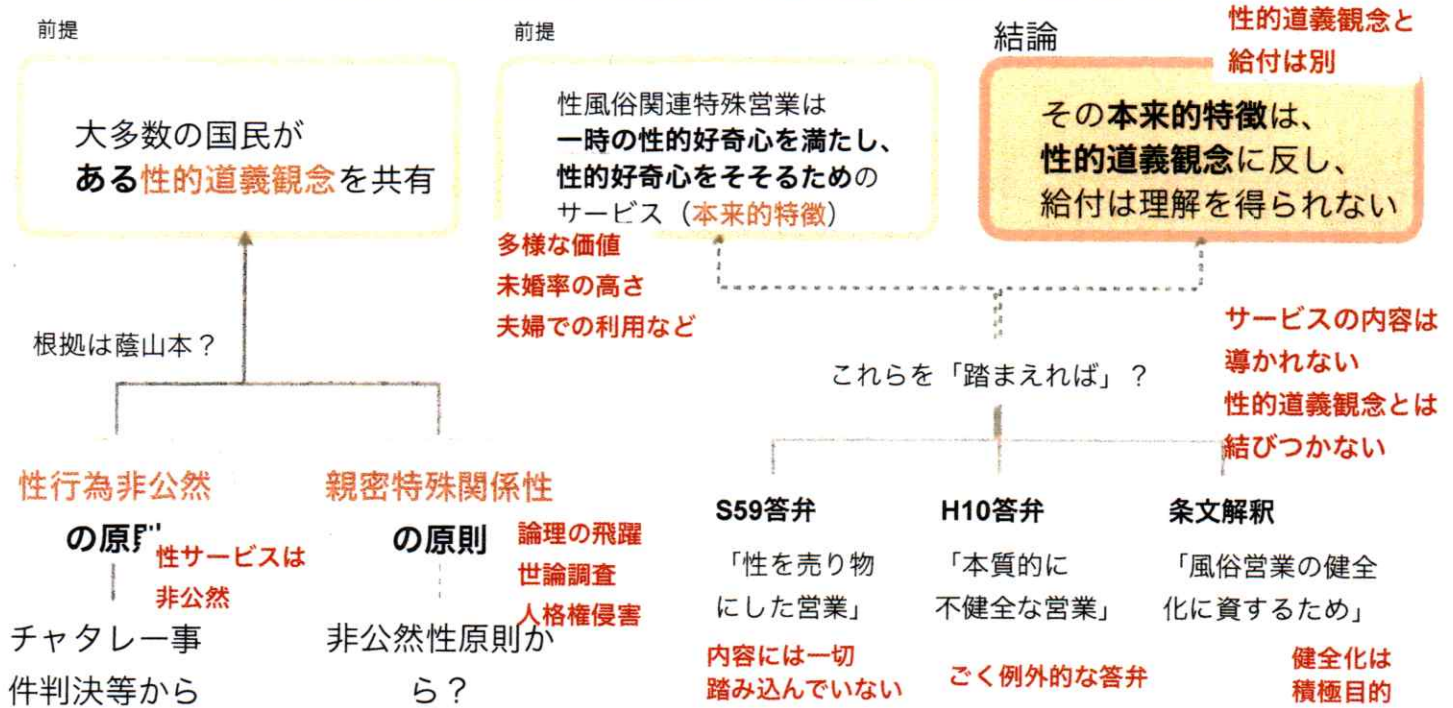
これら結果を前提に、辻准教授は意見書で次のとおり結論しています。

「調査の結果によれば、原判決の想定するような「性的道義観念」を「大多数の国民」が共有しているとは言いがたく、また、性風俗事業者への持続化給付金の給付に「大多数の国民」の理解が得られないとすることも妥当性を欠く。むしろ給付対象からの除外は不公正だと、少なからぬ国民にとらえられる可能性があるだろう。」

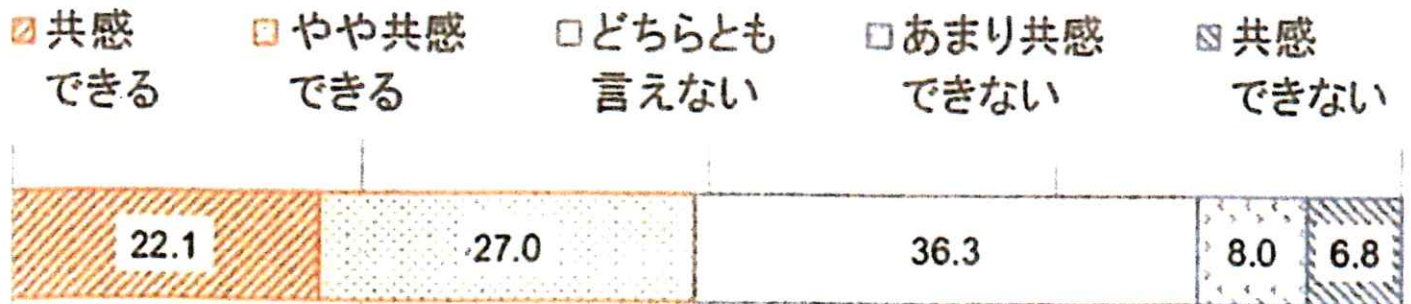
結局のところ、原判決を支える最大の論拠であった「大多数の国民」の認識や理解は、存在していないことが明らかとなりました。控訴審裁判所は、性風俗事業者に対する偏見や憶測によるのではなく、客観的な事実に基づき、原判決の誤りを正すべきです。

以上

原判決の論理構造

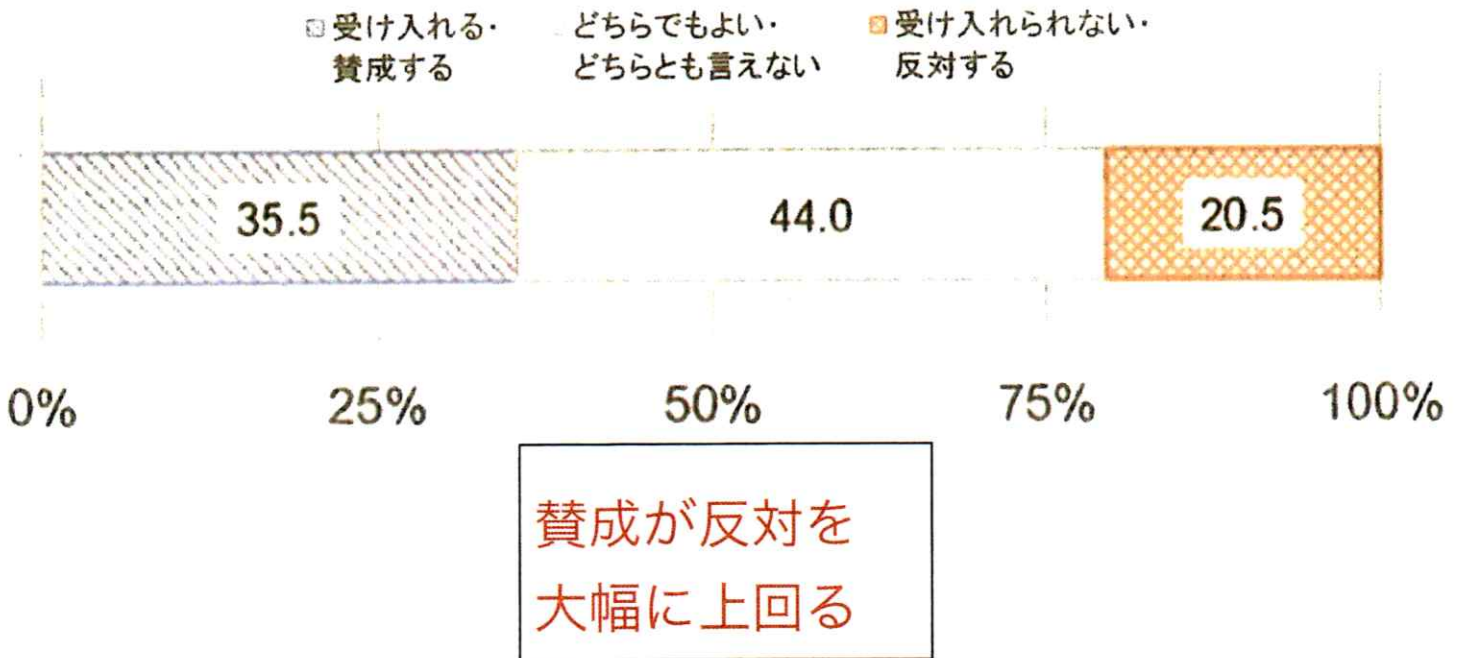


原判決の「性的道義観念」に共感する割合

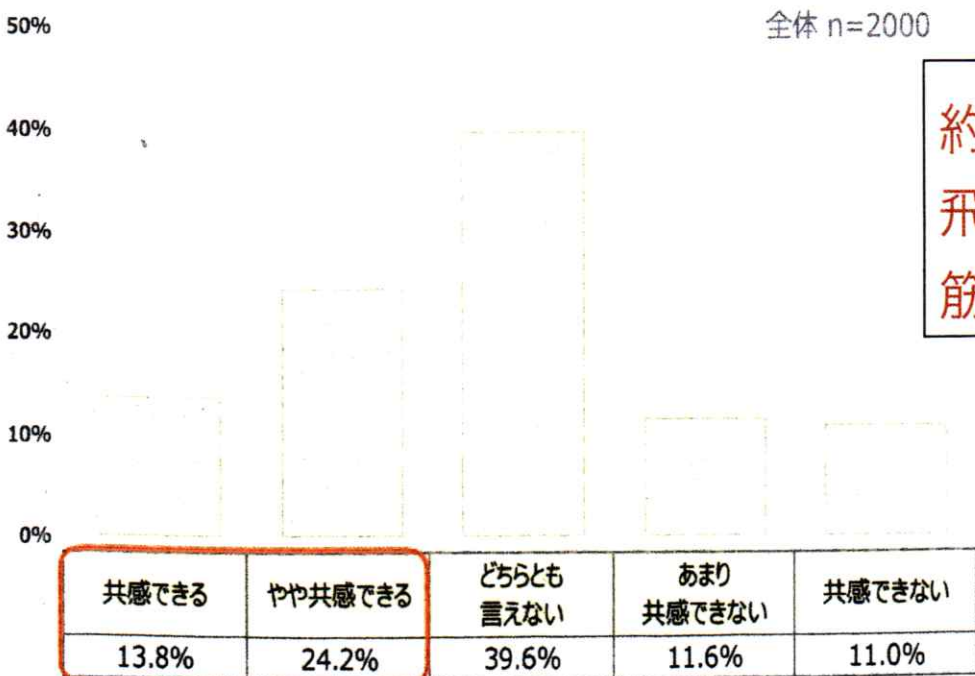


共感する割合は
 半分以下

性風俗事業者への給付を受け入れる／賛成する割合



「性的道義観念」を理由として給付対象から除外することは「飛躍がある、あるいは筋が違う」と考える数値



約38%が
飛躍がある、
筋が違うに共感

(甲 号証)

(控訴人 提出分)

書 証 目 録

(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
51 5 58	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽⁷⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (4.9.6 受付)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
59	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽⁸⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (4.11.10 受付)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
600 5 100	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	<input type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (. . . 付) <input checked="" type="checkbox"/> 訂正申立書 (4.12.7 受付)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
101 5 109	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽⁹⁾ <input type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (4.12.7 受付)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
110 114	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽¹¹⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (4.12.7 受付)	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
115 2 120	第 2 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽¹²⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (5.3.22 受付)	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>
121 2 128	第 2 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	⁽¹³⁾ <input checked="" type="checkbox"/> 証拠説明書のとおり (5.4.11 付)	第 2 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			<input type="checkbox"/> 原審記録 に編てつ <input type="checkbox"/>

(注) 該当する事項の□にレを付する。